

## 実技救命講習を開催します (受講無料・要電話予約)

実技を主体とした講習です。救急救命士が楽しく分かりやすく教えます！！

日時＝7月24日(日)9時～11時

場所＝市防災センター(本庄町)

対象＝救命入門コースを受講した人、e-ラーニング救命講習を受講した人

※救命入門コースを受講した人が、受講日からおおむね12ヵ月以内に、またはe-ラーニング救命講習を受講した人が、受講認定日からおおむね1ヵ月以内にこの講習を受講することで、普通救命講習を修了したものと認定できます。

※修了者には、普通救命講習修了証を交付します。

定員＝20人

申込・問合せ＝大和郡山消防署(☎59-1331)

## 住宅用火災警報器ついてますか？ ～全ての住宅に義務付けられています～

毎年、住宅火災で多くの人々が亡くなっています。亡くなられた人の半分以上は就寝中、発生した火災の逃げ遅れによるものです。

この死者をなくすため、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

設置されていないお宅はありませんか？

まだの人は、家族みんなの安心・安全のため、早急に取り付けましょう。



また、設置されている人は、一度動作確認をしてください。

### ◆必ず設置しましょう！

①寝室：普段の就寝に使用される部屋に設置

②階段：2階以上に寝室がある場合は階段に設置

問合せ＝奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 予防課  
(☎59-1289)

## ■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください！



消費生活相談の1年  
—平成27年度—

大和郡山市消費者センター  
☎53-1583(内線244)  
相談受付月～金曜  
9時～16時

平成27年度の相談受付件数は、前年度より9.9%減少し、699件でした。警察による振込詐欺や悪質商法の摘発が進んだことや、多くのみなさんに消費者センターの出前講座に参加していただき、被害の未然防止に努めていただいた結果だと思われまます。

一番多かったのは「スマホをさわっていると、突然アダルトサイトにつながり、高額な請求を受けた」といった『ワンクリック請求』や、「まったく身に覚えのないサイトの利用料が未払いになっているとのメールが届いた」といった『架空請求』など、『不当請求』に関する相談ですが、前年度に比べると大きく減少しました。それでも、あわてて「消費者センター」に相談したつもりが、有料の興信所へ電話をしてしまい、解決のための料金を請求されたといった二次被害や、コンビニで電子マネーを購入させお金を騙し取られたという新たな手口も増えており、まだまだ注意が必要です。

二番目に多いのは、「多重債務」に関する相談で、前年度より少し増えています。消費者センターでは、多重債務による生活困窮の相談を受けた場合、債務整理についての助言をし、法テラスや弁護士会などの専門家へつなぐとともに、生活保護の担当係などの関連部署とも連携し、相談者の生活再建につながるよう努めています。

その他、『通信販売』によるトラブルも増加しています。通信販売で申し込んだが、商品が届かず連絡もつかないといった詐欺も発生しています。また初回だけが安い定期購入になっていることに気付かず申し込むと、翌月に通常価格の商品が届いたとの相談も寄せられています。通信販売にはクーリング・オフの適用がありません。申し込みの時には、返品特約をよく確認した上で申し込むことが大切です。